

特定非営利活動法人縁がわ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日～令和8年4月30日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員への周知

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- 令和3年7月～ 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口設置の検討
- 令和4年10月～ 育児休業取得希望者を対象とした講習会の実施

目標3：令和5年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する。
(対象年齢・柔軟な時間単位取得など)

<対策>

- 令和4年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年3月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知